平成27年度の試験採用者を採用試験の種類別でみると、総合職試験（院卒者試験）による者は212人（試験採用者全体の2.6％）、総合職試験（大卒程度試験）による者は443人（同5.5％）、一般職試験（大卒程度試験）による者は2,641人（同32.6％）、一般職試験（高卒者試験）による者は898人（同11.1％）、一般職試験（社会人試験（係員級））による者は３人（同0.0％）、専門職試験（大卒程度試験）による者は1,702人（同21.0％）、専門職試験（高卒程度試験）による者は2,118人（同26.2％）、経験者採用試験による者は77人（同1.0％）となっている。給与法適用職員についてみると、試験採用者は8,037人となっている。

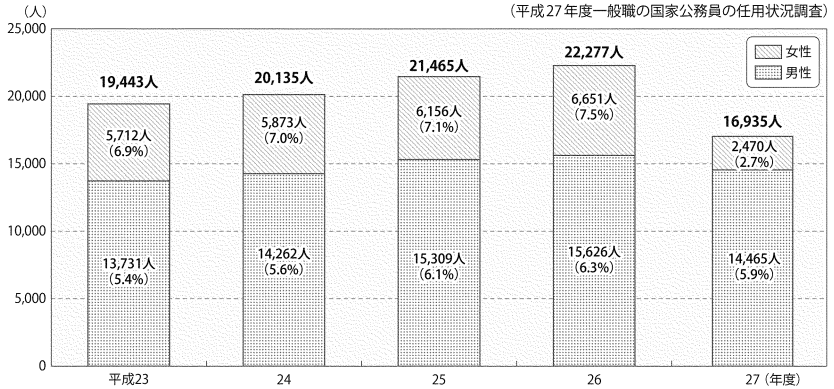
(3)　離職状況

離職とは、職員が職員としての身分を失うことをいい、定年退職、辞職（人事交流によるものを含む。）、免職、失職などである。

平成27年度の離職者総数は16,935人（男性14,465人、女性2,470人）であり、前年度に比べ5,342人減少（男性1,161人、女性4,181人）している。このうち、給与法適用職員は16,281人（前年度比728人増）、行政執行法人職員は289人（同5,985人減）となっている。

離職率（平成26年１月15日現在の在職者数に対する同27年度中の離職者数の割合）は給与法適用職員で6.0％、行政執行法人職員で0.4％、全職員で5.0％（男性5.9％、女性2.7％）となっている（図１－５）。

図1-5　最近５年間の離職者数



（注）（　）内は離職率（前年１月15日現在の在職者数に対する当該年度中の離職者数の割合）を示す。

3　特定官職（本府省の課長等）への任命等

本府省の課長相当以上の官職及び地方支分部局、施設等機関等のこれと同等の官職並びに行政執行法人の官職のうち人事院の定める官職（以下「特定官職」という。）に昇任、採用、配置換等を行う場合には、その職責の高さに鑑み、情実人事を求める圧力や働きかけその他の不当な影響を受けることなく、公正に任用が行われる必要があるため、職務遂行に必要な知識、経験、管理・監督能力等の有無を、経歴評定、人事評価の結果、その他客観的な判定方法により、公正に検証しなければならない。なお、特定官職のうち内閣による人事管理の一元化の対象となる官職以外のものに選考採用する場合等には、あらかじめ人事院と協議することとされている。

また、特定官職への採用、昇任等を行った場合（人事院にあらかじめ協議した場合を除く。）には、任命権者はその旨を人事院に報告することとされている。

人事院が定める特定官職の総数は、平成29年３月31日現在2,428であり、平成28年度中における特定官職への採用、昇任等に係る各府省からの報告は615人、協議は３人である。その内訳は表１－５に示すとおりである。

なお、平成28年８月の給与勧告に基づく給与法の改正（平成29年４月施行）により新たに設けられた専門スタッフ職４級に相当する官職についても、特定官職と定められた。

表1-5　平成28年度特定官職（本府省課長等）への任命の報告・協議状況

（単位：人）

区分＼官職	次官級	本府省局長級	本府省審議官級	本府省課長級	計
採　用	1 0	1 1	13 0	43 1	58 2
昇　任	27 0	49 0	151 1	202 0	429 1
転　任	0 0	6 0	29 0	70 0	105 0
配置換	0 0	2 0	7 0	14 0	23 0
計	28 0	58 1	200 1	329 1	615 3

（注）　上段は「報告」、下段は「協議」の人数を示す。

4　幹部職員人事の一元管理

「幹部職員の任用等に関する政令」（平成26年政令第191号）において、国家公務員でない者を採用する際の適格性審査に際し、「人事行政に関し高度の知見又は豊富な経験を有し、客観的かつ中立公正な判断をすることができる者の意見を聴くものとする」と規定されており、このような枠組みの下、内閣官房長官より、公務外からの採用者に関して、上記に該当する者として人事院人事官に見解を求められ、平成28年度においては２件について人事官が意見を申し述べた。

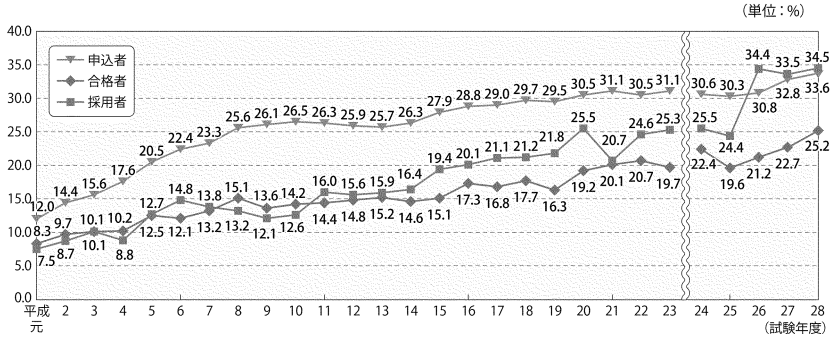
5　女性職員の採用・登用の拡大

国の行政への女性の参画は、男女共同参画社会実現のために政府全体として積極的に取り組むべき重要な課題である。

女性職員の採用・登用の拡大については、内閣人事局長を議長に全府省の事務次官等で構成される「女性職員活躍・ワークライフバランス推進協議会」において、具体的な施策を盛り込んだ「国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針」（平成28年１月改定）に基づき、政府全体で取組が進められている。

このような状況の中、平成28年度国家公務員採用試験の申込者に占める女性の割合については、総合職試験で33.6％、一般職試験（大卒程度）で34.3％と、いずれも平成24年度の試験見直し以降最高値となった。採用については、図１－６のとおり、平成28年度の採用者に占める女性の割合は33.5％であり、平成29年度の採用者も34.5％と高い状況となっている。今後とも、有為の女子学生等を公務に誘致するために、各府省と協力して行う人材確保策を強化していくことが重要である。

図1-6　Ⅰ種試験・総合職試験の申込者・合格者・採用者に占める女性の割合の推移



（注）１　採用者は、各年度の翌年度における採用者（過年度合格者を含む。）の割合であり、平成24年度以降は特別職の採用を含む。
２　平成28年度は平成29年4月1日現在の採用者の割合である。
３　平成23年度までは１種試験であり、平成24年度以降は総合職試験である。なお、平成28年度は法務区分及び教養区分を除く。